

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	商工政策課
評 価 対 象 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	八代市がらっぱ広場	
	所 在 地	八代市本町一丁目10号57番及び10号58番	
	設置目的	中心市街地への来訪者が憩い、地域住民と交流する場所の提供	
指定管理者	名 称	まちなか活性化協議会	
	所 在 地	八代市本町2丁目3-17	
指定管理業務の内容	(1) 施設等の行為の許可に関する業務 (2) 施設等の利用に係る料金の徴収に関する業務 (3) 施設等の保安全管理及び危険防止に関する業務 (4) その他市長が施設等の管理上必要と認める業務		
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日	3年	

II 利用状況

	令和5年度 (評価対象期間の最終年度)	令和4年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開館日数 ※R5はうるう年	366	365	1
借用利用数	21	54	▲ 33
施設稼働率	99.7	100	▲ 0.3
自主事業数	10	17	▲ 7

III 収支状況 (評価対象期間全体) ※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	効果額	備 考
収 入	672	687	15	
指定管理料	272	272	0	
利用料金、雑収入	400	415	15	
支 出	600	547	53	
電気、水道、清掃等	600	547	53	
収 支	72	140	68	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	30		16
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	20	2	8
①開館時間、休館日の運用			
②稼働率			
③利用者数			
④自主事業			
⑤広報計画			
⑥その他自主的な取組			
(2) 利用者満足度	10	4	8
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由]			
<p>(1) 定期的に自主事業を展開するものの、R4年度と比べると利用件数が減少している。 (2) まちなか活性化協議会は、本町・通町商店街の各振興組合で構成されていることから、地域（商店街等）からの意見の収集や運営への反映について大きな効果あり。</p>			
2 管理経費縮減に関する取組み	20		16
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	4	8
①経費節減の取組			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	10	4	8
①収入状況			
[評価の理由]			
<p>(1) 施設内の剪定・清掃業務を指定管理者で実施するなど、日頃より、経費の抑制に努めている。 (2) 自主事業として実施している自動販売機の収入（雑収入）が当初計画（予算）よりも多く、収入増へと繋がっている。</p>			
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	20		16
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	10	4	8
①勤務者の教育・研修			
②施設・設備、備品の管理（点検や修繕等）			
③清掃業務			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	8
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③情報公開			
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			
[評価の理由]			
<p>(1) 施設の状態は概ね良好であることから、維持管理は適切と判断。 (2) 毎月の役員会の議事録作成や協議会の通帳・印鑑の分担管理など、適切に行われていることから高く評価。</p>			

4	その他の取組み	30		30
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域との連携（関係）	20	5	20
	②他の市民利用施設との連携			
	(2) 地域雇用への配慮			
	①市民採用・再雇用	10	5	10
	②地元業者委託			
	[評価の理由]			
	(1)(2)まちなか活性化協議会は、本町・通町商店街の各振興組合で構成されていることから、地域連携（雇用）は非常に強いと判断。			
	合 計	100		78

【総合評価結果】

合計得点	78	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%		目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%	↓	目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル（乗率）}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（A～E）を決定する。